

### 第64回全国植樹祭の植樹方針(素案)

※ 赤字は、前回素案に加筆した部分

- 1 植樹は、植栽作業はもちろんのこと、種子の採取から育成、養苗もその対象との考えの下、県民の手で育てた苗木も使用することを基本とする。
- 2 植栽樹種の選定にあたっては、本県の気候風土に適し、県民に親しみのある、四季折々の花木など季節感のあるものを基本とする。
- 3 一般参加者が植栽する苗木は、植樹会場の近隣等から採取した種子等からの芽生えを使用する等、遺伝子攪乱の原因とならないよう配慮し、遠方からの移入等を行わない。
- 4 植樹会場の設定にあたっては、適地適木で自生している樹木を**可能な限り残すこととし、将来の目標林型に出来るだけ早く到達できるよう、不足するところに植樹を行うことを基本とする。**
- 5 **お手植え用苗木樹種**  
苗高 1.0～1.2m程度、式典会場で植樹  
本県における関わりが特に深く、高木で長寿種等とする  
天皇陛下、皇后陛下それぞれ別に3種ずつ選定 計6種  
(森の字をかたどって、3本ずつ植樹)
- 6 **お手播き用種子樹種**  
使用する種子は1樹種当たり1リットル程度、式典会場でお手播き箱に播種  
本県における関わりが特に深く、高木で長寿種等とする  
お手植えとは別にそれぞれ2種ずつ選定 計4種 (先催県例による)  
お手播きされた種子から養成した苗木は、鳥取県が管理・育成し、県内の市町村、教育施設、病院、その他の公共施設等に広く「記念樹」として配布し、植樹いただく。**なお、苗木は、遺伝子攪乱の原因とならないよう、少なくとも種子の採取された地区(県東中西部)に配布する様に管理する。**
- 7 **特別招待者の代表記念植樹用樹種**  
苗高 1.0m程度、式典会場で植樹  
お手植えと同樹種を選定 計6種  
(天皇皇后両陛下と同じ樹種を植樹)
- 8 **一般参加者記念植樹用樹種**  
苗高 0.3～0.8m程度、植樹会場2箇所(江府町「鏡ヶ成」周辺と南部町「とっとり花回廊」周辺)で植樹  
両会場の標高の違い等を考慮し、それぞれに適した県内分布の広い樹種を植樹